

## 学校図書館の充実を求める署名

子どもたちがゆとりをもってじっくりと学び、豊かな心が育つ教育を実現することは、父母・保護者、国民、教職員の切実な願いです。学校において、このような教育活動を保障するうえで、学校図書館と学校司書の果たす役割は大きく、その充実が強く求められています。学校図書館は、学習に必要な図書を提供するとともに、さまざまな図書館活動を通して児童・生徒が読書への関心を高めるなど、人間的な成長を促しています。学校図書館を充実させるためには、十分な図書費を保障するとともに、「学校教育法」「学校図書館法」などを改正し、専任・専門・正規の学校司書制度を新たに確立することが必要です。

2024年6月、文部科学省は「令和5年度公立学校における学校司書の配置状況に関する調査」結果を発表しました。学校司書の配置状況について、学校司書を配置している公立学校は、小学校72.0%（前回比+2.9ポイント）、中学校71.4%（同+5.5ポイント）、高校71.3%（同+4.9ポイント）と、一定の配置がすすみました。一方で、常勤の学校司書を配置している公立学校は、小学校2.4%（同-7.1ポイント）、中学校3.7%（同-5.8ポイント）、高校66.0%（同+10.5ポイント）と、公立小中学校において非常勤司書の割合が大きく増加しています。また、公立小中学校に配置されている非常勤司書の4割弱（37.4%）が複数校を兼務、うち、1.8%は6校以上を兼務といった実態が明らかになり、子どもたちの読書機会の減少、教育の質の低下などが懸念されます。

また、学校図書館図書標準の達成状況については、小学校71.2%（前回比+4.8ポイント）、中学校61.1%（前回比+5.8ポイント）と増加していますが、学校図書館としての機能を十分果たしていくためにも、今後、更なる充実が求められます。

2022年に策定された第6次「学校図書館図書整備等5か年計画」で小中学校の学校司書配置について国が地方財政措置を充実させたことは、学校司書の全校配置をさらにすすめる重要な施策といえます。同時に、学校図書館のいっそうの充実のためには、学校図書館法第6条の「専ら学校図書館の職務に従事する職員（以下「学校司書」という。）を置くよう努めなければならない」とされたものを「置かなければならない」にするなど実効あるものとし、専任・専門・正規の学校司書の配置につなげていくことが必要です。

つきましては、以下の事項を早急を実現していただくよう求めます。

### 記

1. 学校図書館に関わる予算を大幅に増額すること。特に、災害や統廃合などで整備ができていないところに十分に配慮すること。
2. すべての学校に専任・専門・正規の学校司書を配置できるよう、学校図書館法に学校司書を「置かなければならない職、学校図書館の専門的職務を掌る職」として位置づけること。
3. 学校司書を、学校教育法、標準法など関係法規に位置づけること。
4. 学校司書の全校配置をすすめるため、学校司書の配置に関する地方財政措置をさらに充実させること。
5. 2022年に策定された第6次「学校図書館図書整備等5か年計画」において、計画に基づく経費に係る地方財政措置が地域間の格差が生じないように、適切に措置されるようにすること。

氏名	住所(〇〇県△△市□□町1-2-3―番地までお書きください)

※この署名は、個人情報保護法に基づき、目的以外には使用しません。



# 学校図書館の充実を！

学校図書館はすべての学校に設置することが「学校図書館法」で義務づけられています。しかし、文部科学省が学校規模ごとに定めた蔵書の目標数である図書標準達成率（表1）や学校司書の配置状況等（図1・図2）をみると、学校図書館の整備はまだまだ不十分な状況にあります。

表1 公立学校の図書標準達成率

		達成率
小学校		71.2 %
中学校		61.1 %
特別支援学校	小学部	15.5 %
	中学部	3.6 %

## 図書購入費が不足です！

2022年度から第6次「学校図書館整備等5か年計画」が実施されています。この施策を実効あるものにするには、各自治体に地方財政措置で算定された図書予算を、そのまま図書購入費として予算化させるとりくみが重要です。

高校は、文部科学省「図書標準」の定めがなく、整備計画の対象になっていないため、図書整備費の措置がありません。整備計画に高校、特別支援学校も含めることを要望します。

## 専任・専門・正規の学校司書を！

2014年に学校図書館法が改正され「学校司書」が法律上に明記されましたが、「置くよう努めなければならない」とあり必置でないため、依然として配置状況は各自治体によってさまざまです。

小中学校の多くは非常勤、複数校兼務の司書配置にとどまっており、高校でも約3割は配置がなく、子どもたちの読書や授業支援に十分な対応ができない状況にあります。学校図書館が十分に機能を果たすには、専任・専門・正規の学校司書が必要です。

図1 学校司書の任用状況(設置者分合計) 単位: %

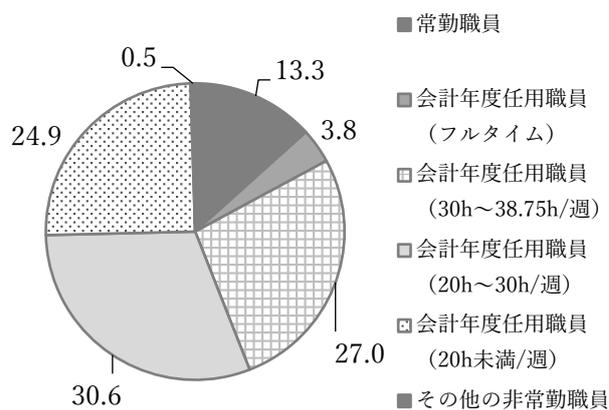
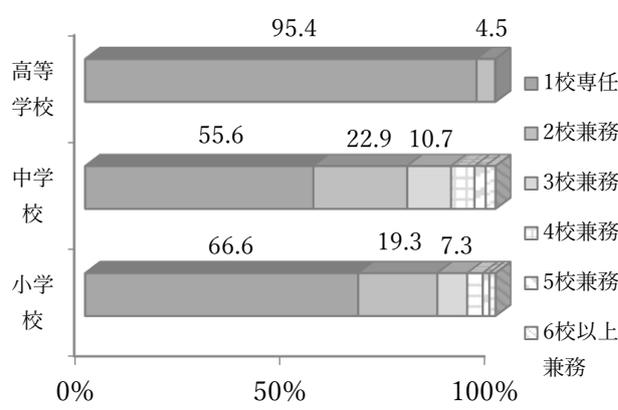


図2 学校司書の複数校兼務の状況



出典：令和2年度学校図書館の現状に関する調査 [https://www.mext.go.jp/content/20220124-mxt\\_chisui01-000016869-1.pdf](https://www.mext.go.jp/content/20220124-mxt_chisui01-000016869-1.pdf) (表1)

令和5年度公立学校における学校司書の配置状況に関する調査(2024.9.10 修正)

[https://www.mext.go.jp/content/20240620-mxt\\_chisui02-100002176\\_1.pdf](https://www.mext.go.jp/content/20240620-mxt_chisui02-100002176_1.pdf) (図1、2) をもとに作成

全日本教職員組合

〒102-0084 東京都千代田区二番町 12-1 全国教育文化会館 (TEL 03-5211-0123)